労働安全衛生規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

〇労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)(本則関係)

(傍線部分は改正部分)

	一一(女日)
行う健康診断	
: 十八歳に達する日の属する年度に当該健康診断を行つた事業者が	る日の属する年度に当該健康診断を行つた事業者が行う健康診断
· つた者に対してその者が満十七歳に達する日の属する	てその者が満十七歳に達する日の属する年度及び満十八歳に達す
· それがあると認めた者をいう。次号において同じ。) とされなか	認めた者をいう。次号において同じ。)とされなかつた者に対し
られる治癒所見の発見された者及び担当の医師が結核	見の発見された者及び担当の医師が結核の発病のおそれがあると
際要観察者(胸部エックス線検査によつて結核によるものと考え	胸部エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所
(おいて同じ。) に前条又は前項の規定により行わ)に前条又は前項の規定により行われた健康診断の際要観察者(
一日までをいう。以下この項、第四十四条の二及	一日までをいう。以下この項及び第四十四条の二において同じ。
· 一 満十六歳に達する日の属する年度(四月一日から翌年三月三十	一 満十六歳に達する日の属する年度(四月一日から翌年三月三十
号 (第四号を除く。) に掲げる項目とする。	号(第四号を除く。)に掲げる項目とする。
2 前項の健康診断であつて次の各号に掲げるものの項目は、	2 前項の健康診断であつて次の各号に掲げるものの項目は、同項各
第四十四条 (略)	第四十四条 (略)
(定期健康診断)	(定期健康診断)
3 (各)	3 (各)
うこととされたものについては、この限りでない。	務を行うこととされたものについては、この限りでない。
し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医	り任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職
保健法 (昭和三十三年法律第五十六号) 第十六条の規定により任命	保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十三条の規定によ
2 第二条	2 第二条第二項の規定は、産業医について準用する。ただし、学校
第十三条 (略)	第十三条 (略)
(産業医の選任)	(産業医の選任)
現 行	改 正 案

満十五歳以下の者の健康診断の特例

第四十 条の規定にかかわらず、これらの規定による健康診断 する年度において満十五歳以下の年齢に達する者で、当該年度にお 0) による中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者に係る第四十三条 受けたもの又は受けることが予定されているものについては、前二 いて学校保健安全法第十 健康診断を除く。)を行わないことができる。 四条の二 事業者は、 条又は第十三条の規定による健康診断を 前二条の健康診断を行おうとする日の属 (学校教育法

2 (略)

第四 六条 削 除

3 5 (略

満十五歳以下の者の健康診断の特例

巡 断を除く。)を行わないことができる。 学校又はこれに準ずる学校を卒業した者に係る第四十三条の健康診 にかかわらず、これらの規定による健康診断 の又は受けることが予定されているものについては、 11 する年度において満十五歳以下の年齢に達する者で、 |十四条の二 て学校保健法第四条又は第六条の規定による健康診断を受けたも 事業者は、前二条の健康診断を行おうとする日の (学校教育法による中 当該年度にお 前二条の規定

(略)

2

(結核健 康診断

きは、 降の年度に行つたものに限る。 健康診断にあつては、その者が満十九歳に達する日の属する年度以 診断された労働者に対し 条の健康診断 て医師による健康診断を行わなけ 十六条 第二号に掲げる項目については 省略することができる。 事業者は (第四十五条第一項に規定する労働者以外の者に係る 第四 その後おおむね六月後に | 条 の際結核の発病のおそれがあると 第四 医師が必要でないと認めると ば ならない 兀 条 第四 次の 場合におい 五条又は前 の項目に

エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査

聴診、 打診その他必要な検査

(架設通路

第五百五十二条

事業者は、

架設通路については、

次に定めるところ

、架設通路

に適合したものでなければ使用してはならない。

墜落の危険のある箇所には、

次に掲げる設備

(丈夫な構造の設

略

第五百五十二条 に適合したものでなければ使用してはならない。 事業者は、 架設通路については、 次に定めるところ

略

兀 墜落の危険のある箇所には、 高さ七十五センチメートル以上の

ずすことができる。
上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りは上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りは変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、

高さ八十五センチメートル以上の手すり

という。)
ん又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中さん等」
ん又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中さん等」
ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさ

五・六(略)

(作業床)

ところにより、作業床を設けなければならない。同じ。)における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定める第五百六十三条 事業者は、足場(一側足場を除く。第三号において

·二 (略)

場合において、 設備 く困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす ること。 あつてはイ又はロ、 組足場(妻面に係る部分を除く。 による労働者の危険を防止するための措置を講じたとき かつ、 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、 (丈夫な構造の設備であつて、 ただし、 著しい損傷 防網を張り、 作業の性質上これらの設備を設けることが著し わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる 変形又は腐食がないものに限る。 労働者に安全帯を使用させる等墜落 以下この号において同じ。 たわみが生ずるおそれがなく)を設け わく

は、この限りでない。

はこれらと同等以上の機能を有する設備トル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又一 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメー

手すりわく

、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。丈夫な手すりを設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は

五・六(略)

(作業床)

を設けなければならない。

二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床第五百六十三条 事業者は、足場(一側足場を除く。)における高さ

·二 (略)

の措置を講じたときは、この限りでない。 に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するため

イ 丈夫な構造とすること。

ハ 高さは、七十五センチメートル以上とすること。ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。

一機能を有する設備(以下「手すり等」という。)及び中さんつ。一高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上

等

四・五 (略)

を設定したときは 作業の必要上臨時 は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは 定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又 ュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備 おそれのあるときは (以 下 業のため物体が落下することにより、 幅木等」 という。 この 幅木等を取りはずす場合において 高さ十センチメートル以上 限りでない。 を設けること。 労働者に危険を及ぼす ただし 0) 幅木 第三号の規 立入区域 ッシ

2 · 3 (略)

(点検)

第五百六十七条 に補修しなければならない。 はずし及び脱落の を行うときは けた第五百六十 三条第 その日の作業を開始する前に、 事業者は、 有無につい 項第三 足場 て点検し 一号イからハまでに掲げる設備の取り (つり足場を除く。 異常を認めたときは 作業を行う箇所に設)における作業 直ち

点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。ける作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場にお2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震

√三 (略)

はずし及び脱落の有無四 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取り

五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

四·五(略)

2 · 3 (略)

(点検)

一~三 (略)

四 手すり等の取りはずし及び脱落の有無

六~九 (略)

ればならない。
を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなける事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場

当該点検の結果

当該措置の内容

一 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、

(つり足場の点検)

は、直ちに補修しなければならない。
七号及び第九号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときの日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、そ

作業構台についての措置)

ころによらなければならない。第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めると

-〜三 (略)

を取りはずす場合において、 著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等 れ丈夫な構造の設備であつて、 ときは、 させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じた と。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが を及ぼすおそれのある箇所には、 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険 著しい損傷、 この限りでない。 変形又は腐食がないものに限る。 防網を張り、 たわみが生ずるおそれがなく 手すり等及び中さん等 労働者に安全帯を使用)を設けるこ (それぞ

五~八(略)

(つり足場の点検)

直ちに補修しなければならない。
及び第八号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、その日の作業を開始する前に、前条第一号から第四号まで、第六号第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行なうときは、

(作業構台についての措置)

ころによらなければならない。第五百七十五条の六一事業者は、作業構台については、次に定めると

一~三 (略)

オ 丈夫な構造とすること。

高さは、七十五センチメートル以上とすること。材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。

(点検)

認めたときは、直ちに補修しなければならない。 及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは

一~六 (略)

七 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

なければならない。 構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存し 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業

当該点検の結果

当該措置の内容
一 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、

(足場についての措置)

の措置を講じなければならない。

負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請

(略)

、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。は、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において

イ〜ハ

二 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取

(点検)

修しなければならない。

「他しなければならない。

「は中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の第五百七十五条の八」事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しく

一~六 (略)

七 手すり等の取りはずし及び脱落の有無

(足場についての措置)

の措置を講じなければならない。

負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請

(略)

、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。は、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し一 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において

イ〜ハ (略)

ニ 手すりの脱落の有無

りはずし及び脱落の有

^| / 기 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

(略)

2 なければならない 足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間 注文者は 前項第二号の点検を行つたときは、 次の事項を記録し これを保存

当該点検の結果

当該措置の内容

前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において について、 請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、 次の措置を講じなければならない。 当該作業構台

検し、 は、作業構台における作業を開始する前に、 強風、大雨、 危険のおそれがあるときは、 おける作業を開始する前に、次の事項について点大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において 速やかに修理すること。

イ〜〜

手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

(略)

2 保存しなければならない。 作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間 注文者は、 前項第一 一号の点検を行つたときは、 次の事項を記録し これを

当該点検の結果

『該措置の内容 前号の結果に基づい て修理等の措置を講じた場合にあつては、

> ホ ~チ (略)

(略

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において について、次の措置を講じなければならない。 請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、 当該作業構台

は、 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において 作業構台における作業を開始する前に、 危険のおそれがあるときは、 速やかに修理すること。 次の事項について点

イ〜〜

手すり等の取りはずし及び脱落の有無

三 (略)

様式第五号(2) (裏面)

(器)

光纖

° (1 断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いる 康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健

 $2 \sim 10$ (器)

様式第五号(2)(裏面)

(器)

推入 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第46条から第48条ま

健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行つたときに での健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の

用いること。

 $2 \sim 10$ (器)

省令第四十四号)(附則第三条関係)○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働

(略) (略)	表一 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (第三条及び第四条関係) (略) (第二十二号) (略) 第二百九十九条の規定による記録の2 (第五百九十五条の(第二百九十五条の(第二百九十五条の(第二百九十二条第二項(第六百七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 (略) 第六百五十五条の(第三項の規定による記録の保存 (略) (略) (部) (3 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	改 正 案
(略) (略)	表 (略)	現 行

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	条及び第七条関係)	別表第二(第五条、第六	第六条及び第七条関係)
(略)	(略)	(略)	(略)
労働安全衛生規則	第二十三条第四項の規定による記録の	労働安全衛生規則	第二十三条第三項の規定による記録の
	(略)		(略)
	第三百九十九条の規定による記録		第三百九十九条の規定による記録
	第五百六十七条第三項の規定による記		
	録		
	第五百七十五条の八第三項の規定によ		
	る記録		
	(略)		(略)
	第五百九十条第二項(第五百九十一条		第五百九十条第二項
	第二項(第六百七条第二項において準		第二項、第五百九十二条第二項
	用する場合を含む。)、第五百九十二		百三条第二項、第六百七条第二項及び
	条第二項、第六百三条第二項及び第六		第六百十二条第二項において準用する
	百十二条第二項において準用する場合		場合を含む。)の規定による記録
	を含む。)の規定による記録		
	第六百五十五条第二項の規定による記		
	録		
	第六百五十五条の二第二項の規定によ		
	る記録		
(各)	(略)	(略)	(略)